

産 業 建 設 委 員 会 記 録

令和元年7月1日(月)
9時58分～15時10分
全 員 協 議 会 室

- 【委員】 岡本委員長、串崎副委員長
三浦委員、川上委員、飛野委員、笹田委員、牛尾委員
- 【委員外】 小川議員、永見議員、西川議員、道下議員、佐々木議員、芦谷議員、西村議員、
村武議員
- 【議長団】 小川議員、永見議員、西川議員、道下議員、芦谷議員、西村議員、村武議員
- 【執行部】 近重副市長
(産業経済部)湯浅産業経済部長、佐々木産業経済部副部長(兼広島事務所長)、
大驛商工労働課長、山口産業振興課長、田中ふるさと寄附推進室長、
久佐農林振興課長(併農業委員会事務局)、石原農林振興課副参事、
永見水産振興課長、戸津川水産振興課副参事、岸本観光交流課長、
川合開府400年推進室長
(都市建設部)石田都市建設部長、三浦建設企画課長、寺戸建設整備課長、邊地籍調査課長、
鎌田維持管理課長、吉田建築住宅課長
(金城支所)吉永金城支所長、河内金城支所産業建設課長
(旭支所)塚田旭支所長、今田旭支所産業建設課長
(弥栄支所)岩田弥栄支所長、後野弥栄支所産業建設課長
(三隅支所)田城三隅支所長、永田三隅支所産業建設課長
(教育委員会)外浦文化振興課長(地域政策部)宮崎開港施設推進室長
- 【事務局】 下間書記

議 題

- 1 議案第38号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について【全会一致 可決】
- 2 議案第45号 山陰浜田港公設市場条例の制定について【全会一致 可決】
- 3 議案第46号 浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について【全会一致 可決】
- 4 議案第48号 金城町農林業振興奨学金貸付条例を廃止する条例について【全会一致 可決】
- 5 議案第49号 財産の取得について(しまねお魚センター)【賛成多数 可決】
- 6 議案第50号 市道路線の認定について(西浜田161号線外)【全会一致 可決】

裏面あり

7 請願審査

- (1) 請願第5号 浜田城址公園の桜樹勢回復及びその他危険木の対応に関する請願について

【賛成多数 一部採択】

- (2) 請願第7号 主要農作物種子法の復活等をもとめる意見書の提出について **【全会一致 採択】**

8 陳情審査

- (1) 陳情第 106 号 貿易コンテナ貨物量の発表内容の見直しを求める陳情について

【賛成少数 不採択】

- (2) 陳情第 107 号 経済環境に合わせた基幹産業の定義及び補助金の配分を求める陳情について

【賛成なし 不採択】

- (3) 陳情第 108 号 事業の必要性について経済効果の有無を公表しながら進めることを求める陳情について

【賛成少数 不採択】

- (4) 陳情第 109 号 美又温泉国民保養センターの新指定管理者の運営に浜田市の積極的なかわりを求める陳情について

【賛成なし 不採択】

9 所管事務調査

- (1) 山陰浜田港公設市場の収支見込について

【水産振興課】

- (2) 株式会社栄徳水産浜田等の事業停止に伴う影響について

【水産振興課】

10 執行部報告事項

- (1) BUY浜田運動について（報告）

【商工労働課】

- (2) 漁業別水揚げについて（報告）

【水産振興課】

- (3) 駅鈴モニュメント設置場所について

【観光交流課】

- (4) 美又温泉国民保養センターについて（報告）

【金城支所産業建設課】

- (5) 浜田市ふるさと体験村施設に係る検討状況について（報告）

【弥栄支所産業建設課】

- (6) 市道の廃止・認定の状況について

【維持管理課】

- (7) その他

- ・（仮称）浜田城資料館整備事業の補正予算要求について

【文化振興課・建築住宅課】

11 その他

【議事の経過】

[9 時 58 分 開議]

岡本委員長

おはようございます。少し早いですが、おそろいですので、ただ今から、産業建設委員会を開会します。出席委員は7名で定足数に達しております。

それでは、レジュメにそって進めさせていただきます。まず、本委員会に付託されました、市長提出議案6件、請願2件、陳情4件の審査に入ります。なお、採決は、一番最後、執行部退席後にまとめて行いますので、よろしくお願いします。

議題1「議案第38号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

岡本委員長

執行部から補足説明はありますか。

(「ありません」という声あり)

岡本委員長

それでは質疑を行います。委員から質疑がありますか。

笹田委員

温泉の入浴料はそれを反映せずに今までの料金で入れるという認識でよろしいですか。

旭支所産業建設課長

入浴料は変更ありません。ただし、部屋の貸出については消費税増税分を上げています。

金城産業建設課長

温泉会館については料金値上げ含めて去年10月にさせてもらったので、部屋料だけの値上げを今回させていただきます。保養センターについては入浴料の値上げはありません。

岡本委員長

他にありませんか。

(「なし」という声あり)

議題2「議案第45号 山陰浜田港公設市場条例の制定について」

岡本委員長

執行部から補足説明はありますか。

(「ありません」という声あり)

岡本委員長

それでは質疑を行います。委員から質疑がありますか。

川上委員

現在、これ浜田港の公設市場につきましては、検討委員会がなされていると思います。検討委員会の中で諸々の施設について検討中だと思いますので、検討中でありながらここにこういう形で出てきました。これはなぜでしょうか。

水産振興課副参事

浜田港の活性化検討委員会で議論いただきましたが、これは1月23日から3回にわたって、山陰浜田港公設市場の内容を集中的に検討委員に議論いただいて、意見をまとめる中で一定のこの公設市場についてはこういう施設にしようとしたものを一応、委員の中では先般の5月に開催した委員会で確認いただき、それをもとに今回の条例を策定しましたので、しっかり、検討委員会の委員の意見を反映したものの内容で盛り込んだものとしています。

た民間活力を生かすのが可能かと思っておりますが、今の公設市場については、今の施設を改修して使うのでどうしても民間活力を入れるのは限界があるので、当面はこの施設がある間は指定管理者制度を活用してやっていきたいと思っております。また、状況によってはその将来にわたってこの制度がどうなのかについては、見直しをする中でそういったことも、いただいた提案を検討する必要もあらうかと思っておりますが、今時点では指定管理者制度を使っていきたいと思っております。

笹田委員

新しい建物だとそれが考えられて、なぜ今の施設の改修だとそれがそぐわないのですか。

水産振興課副参事

現在、仲買売場の機能を仲買木造棟のところに移っていただいてそこで基本的な仲買業務をやっていたらいいということが一つあります。この施設の占める割合というのが、かなりこの仲買の方の業務が大きなものかと思っておりますし、それができるといことで市の方も土地建物を買おうということを決めたのが大きな要因かと思っております。そういった中で残された鉄骨2階建ての商業棟を民間の方にやってもらうとなると、今ある施設を改修してもどうしても民間の方に入っていただくためには、ある施設を使うということはどうしても制限があるだろうと思っておりますので、自由に1階、2階を作っていただくという提案をいただくのですが、やはりそこには限界があるかなということでの判断としています。

笹田委員

指定管理者の公募は12月から1月にされて、来年6月にあげるというスケジュールになっていますが、説明の中では、指定管理者さんが入る業者さんの家賃でなんとかやっていけるだろうという説明を受けましたが、市がお金を出さなくてもその家賃収入で十分、その指定管理者が3年5か月ですかね。十分やっていける収入があるという認識の指定管理者制度で間違いないでしょうか。

水産振興課副参事

現時点での指定管理者の収支ということで、これは利用料等でまかなっていただき、3年5か月のトータルでは黒字がでるといことで判断しております、支払いしないといことで考えています。

笹田委員

そこも疑問に思うところですが、家賃収入でやっていけるのであれば、わざわざ指定管理者に出さなくても、逆に直営でもやっていけるのではないかなと思うわけですね。お金が入るのであれば、そのお金でしっかりした人を雇ってそれを管理していただくという方法も考えられるわけではないですか。家賃収入で十分やっていくのであれば、そこにも人件費が含まれている話なのでその辺は考えられたのですか。

水産振興課副参事

商業棟の鉄骨2階建ての部分につきましては、やはり直営にするのは非常に難しいという判断をしています。これまで仲買売場については現施設の売場で指定管理者制度を活用して、仲買売場でも指定管理をしていただいているところもあります。ましてやこの商業棟については、いかに賑わいを創出するか、浜田市の水産物のPR施設としてしっかりと多くの方に来ていただきたいという思いの中では直営では難しいと判断したので、民間に来ていただいて、そういった目的を達成できるように今の直営でなく指定管理者制度を活用したいといことです。

笹田委員

私としてはやはりこの条例の中に、一文ですね、指定管理者だけでな

い管理方法もやはり謳うべきだと思います。もちろん今回指定管理者制度で行くという説明があつて、市民も議会も納得すれば、指定管理で行けば良いですが、他にもし新たな管理方法が見つかった場合になかなか移行しにくいことになりかねないので。その辺を私は危惧しているのですが。私はいろんな管理方法を、一般質問の三浦議員の一般質問でもありましたが、今後やはりしっかり市として考えていかねばならないと思います。他の施設を見ても、直営でやられて、なかなか指定管理者が見つからない施設もあるわけで、やはりそういうところもしっかり考えていただきたいと思います。

水産振興課副参事

今回の条例につきましては、指定管理者制度で行うということで条例を上程して審議いただいています。将来にわたってこの施設を指定管理者でずっとやっていくかですが、いろいろ将来的に変わってくる中では民間活力をもっと違う形で入れるということであれば、当然、条例改正もしてその辺はこの施設を活用するという方法はあるかと思しますのでその辺は柔軟に将来のことを見ながら条例改正も視野に入れながらしたということ考えていますので、まずは今回、設置条例を上程させてもらって、ご承認いただく中で指定管理者の募集というような流れを作っていたきたいというように思っていますので将来、これで行くのかということになると、それについてはいろんな議論があるかと思しますので、そういった状況の中で違うことがあれば条例改正等をして生かすという方法はあるかと思しますので、その辺は将来にわたっては考えいきたいと思ひます。

三浦委員

17条について1点確認です。今回の指定管理の手法については、少し今まで浜田市内で行ってきた指定管理の出し方とは少し違うと部長の本会議での答弁でもありましように、スケルトンで出すというような、少し今までとは違うと思ひますが、そうなった時に、「速やかに利用した施設等を原状に回復して返還し」とあつて、これ今までは指定管理者側がいれば直すというのは、普通の賃貸物件でもそうなので分かりますが、今回は指定管理者が公募して、挙げたところの意向も聞きながらそのスケルトンを作っていくわけですね。そしてその作る費用を市から出します。そうなった時にこの17条の文言というのは、どのような扱いになるのか、整理されているのか確認したいです。

水産振興課副参事

最初の指定管理者に入っただけ場合は、内装の計画については、指定管理者の方で出していただく中で、工事の方で内装工事を予算の範囲内ではありますが、対応していきたいと思ひています。できれば3年5か月と言わず、ずっと続けていただきたいという思いも持っています、そういう形で市も支援したいと思ひっていますが、ただ、どうしても更新の場合は、今の使っていた施設をそのまま使えるのであれば原状復帰ではなく、使える範囲のところは使っただけで、どうしても変えたいという部分については、次に入っただけ方に改修していただくということで費用的にかなり最初に投資しますので、できればそれを使っただけということ、ここには原状回復とありますが、少しでも使っただけで、少しでも投資が抑えられるのなら、次に引き継ぐ形でお願ひしたいと思ひます。あくまでも、原則は原状回復ですが、内装の改

修については状況を見て、次に更新される方については判断をいただきたいと思っています。

三浦委員

私も最初に手を挙げられた指定管理者さんができるだけ長く続けて下さるのがベストだと思っていますが、どういう状況が起こるかは分からないのでそういう状況を想定して書かれているのだと思いますが、基本的には原状回復となった時に、その管理者が変更する時に、だから現状に回復することが想定されているのか、されていないのか。そこにコストが、管理者にコストが発生する可能性があるのかないのかとなるとどうなのでしょう。

水産振興課副参事

今回、指定管理者さんにスケルトン状態で提案いただくので、スケルトン状態まで原状回復するかは考えていません。ただ、次の方が入られるのにここまでは自分の考えがあるからここまでは元に戻しておいてくださいというのは、それは協議だと思しますので、きれいにスケルトンの状態にしなければならないということについては、協議しながら決めたいと思っています。

三浦委員

仮に管理者が変更となった場合、ここはこういうように使いたいと次の管理者がオーダーすると、原状復帰は何を基準に現状になるのですか。管理者が変わって、我々はこういうようにここを使いたいから、ここをこういうように直してください。というのは、原状はスケルトンだったらスケルトンに戻すのが原則だと書いてあります。そうなる前回の管理者はスケルトンにする義務を負うのかどうなのか。スケルトンに直す場合にそれはスケルトンから最初の工事をする時には公金を使うので、最初の管理者がスケルトンに戻す費用は負うのですか。そこを確認しておきたいです。

水産振興課副参事

更新される次の指定管理者さんの希望があるので、それについては、原則は、スケルトン状態に戻すことだと思いますが、それは次の指定管理者の負担になるので、あくまでも前の方が入っておられた状態で次に引き継ぐということで、それについては次の指定管理者さんのところで変えていただくというように考えを持っています。

産業経済部長

今、課長は原則論で申しておりますが、最初は公費で内装部分をやります。それにプラスアルファの部分は当然、指定管理者さんにやっていただく。これが次の方にもし変わるとなると、この内装部分、基本的な部分は、市がやった部分はそのまま残す。これ原状と考えていただいて良いです。それを直していただくのは次に入る方と考えてもらえたら良いです。ただ、今、最初に入る方は基本的な内装部分に例えば販売促進するために何か器具や機材を持って来て、それを自費でされた部分については、これについては当然、原状回復していただく。このように最初の部分はそういうように考えています。

三浦委員

そうすると、最初に入った指定管理者が自費で整備した部分は、原則、原状回復すると。その義務があるということが謳われているということでしょうか。

産業経済部長
牛尾委員

最初はそのように考えています。

今回の話を、指定管理者の手が挙がってもらわないと困るので、市内のスーパー等の経営者と話をする中で、大方の方が、今回は上手くいく

よねという言葉が返ってきます。それはなぜかと言うと、大田の多岐の道の駅と同じで、公設民営で今回スタートできる。また、仲卸については、今の現場の家賃を平行家賃で持っていけるので、仲買にとっても非常にメリットがある。商業棟は閉店前のエリアで言えば、レストランが十分儲かっている、売り上げは下がっていましたが、また、下の物販も年間4千万弱くらい売上があった。だから粗利は22から24パーセントくらいのマージンが入るだろうと。その辺が市内の関係者が「今回はいける」と見ている理由です。ぜひ手を挙げてくださいと話をしていて、大方の理解は得ています。ネックは公設民営でスタートできるというのが、一番のメリットだと思います。ただ、市が直営にするとすると、先ほど課長が言ったように今の仲卸ならそれでも良いですが、商業棟はこれから年間イベントとか、いろんな事をしないといけないので、市にそういうノウハウがあるわけではないので、やはりこれは能力のある指定管理者に委ねるしかないと思います。したがって、今回のやり方は手を挙げる物には魅力がある施設になったと思いますので、いろいろ言えばキリがありませんが、限定された条件の中で言えば、こうするのが現状のベストだのではないかと思いますので、意見だけ言わせていただきます。

私から質問したいので、委員長交代します。

岡本委員長
串崎副委員長
岡本委員長

岡本委員長

先ほど笹田委員とのやり取りの中での指定管理以外のお話についてです。議員間で意見交換する中で、少し疑問に思っているのは、議員の中にはこの指定管理という制度を決めてしまえば、ずっとこのままいってしまうのではないかということに危惧している人もいます。先ほど参事は将来的には柔軟に考えると言われましたが、その柔軟に考えるというのが、例えば今まだ指定管理者が決まっていません。笹田委員が言われるように指定管理が難しい中で、こういう方が手を挙げられた、では、そのことについてあわせて条例改正というのが可能なのか伺います。

水産振興課副参事

将来に渡ってはこの指定管理者制度でなく、もっと良い方法があるということであれば条例改正してでも、そういった方向でこの施設のためになるのであれば、条例改正をする必要は当然あると思っています。

副市長

公の施設は基本的にこれは指定管理をするように、これは国の指導で、制度的に公の施設は指定管理をなささい。できるだけ、民間活力を使いなささいというのが原則ですので、公の施設は通常は指定管理者制度になります。そういう方向で考えないといけないことになっています。ただ、その指定管理ができずに、直営にする場合は条例改正をして、直営に条例改正した施設もあります。その時はしなければいけません。今、ふるさと体験村も条例を変えて指定管理をはずしたと思いますので、それは条例改正しないといけない。それで、最初に民間活力を大きく活用するということで、全くまっさらな所に新たな建物から全体を整備する場合は、三浦委員が言われるようなえ方もありますが、今回は既存施設があって、中にも公設市場が入るようなある程度限定されているものなので、それでは民間の方が手を挙げられるかということも非常に難しい、制限されているので自由にとということにはなかなかないと思いますので、この場合は指定管理者制度にするしかないなと考えるところではあります。

岡本委員長

指定管理の仕組みは理解しました。今、我々委員は、指定管理者制度についても少し考えて提案しようという動きがあります。そういう動きの中で、このお魚センターのあり方、指定管理というのがまずスタートされるということについては、私個人は必要だと思っています。その提言する中で、こういう制度を一つ導入し、公募したらあったという時には、条例改正はすぐ可能なのですか。

産業経済部長

今の制度そのものことなので、私は深入りしてお答えはしませんが、あくまでこれ、この公設市場が上手くいくように皆さん気持ちは同じだと思いますが、やっています。その中で公の施設を指定管理でということ。これで指定管理者が決まって上手くいけば、何ら指定管理を変える必要がないと思っています。ただ、これがそれでもだめだった場合はそういうことも考える必要が出てきて、また違う案が出てくれば、条例改正を考える必要があると思いますが、ただ今のこの公設市場の条例をあげている段階で、ここで市が提案していることで駄目になったらそれを変えるのかという議論をここで私が回答するべきではないと思っていますので、今はこの制度でやらせてもらって、もう上手くいくことを願っています。それではこれがだめになった時は、やはりそういった委員長が言われるようなことは当然に考えていく必要があります。

岡本委員長
笹田委員

委員長代わります。笹田委員。

理解できましたが、指定管理者が儲けるための施設ではないと思っています。あくまでそこに人が集まることを考えてもらうものです。やはり指定管理者が儲かっている、市民が来なかったり、そういった市の思うような施設にならなかった場合は、やはり考える必要はあるだろうという意味での質疑だと思ってください。

岡本委員長

他にありますか。

(「なし」という声あり)

議題3「議案第46号 浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について」

岡本委員長

執行部から補足説明はありますか。

(「ありません」という声あり)

岡本委員長
笹田委員
建築住宅課長

それでは質疑を行います。委員から質疑がありますか。

譲渡条件は何かありますか。

まず災害公営住宅に今住んでおられる方が対象です。また、有償譲渡が条件です。

建築住宅課長
建築住宅課長
笹田委員

有償だと額はどれくらいですか。

約80から100万円の間です。

3つそれぞれ値段が違うのですね。今回は3つですが、他に何点かこういう施設がありますか。

建築住宅課長

この住宅が58災害、63災害で建てられた住宅です。その当時はかなりの数がありますが正確な数字が、58年、63年災害で建設され、当初は建設戸数が浜田市内全域で45戸ありました。その中からこれまでに譲渡27戸、解体10戸で今現在は8戸の住宅を管理しています。そのうち今回3件が用途廃止するという事です。

岡本委員長

その他ありますか。

(「なし」という声あり)

議題4「議案第48号 金城町農林業振興奨学金貸付条例を廃止する条例について」

岡本委員長

執行部から補足説明はありますか。

(「ありません」という声あり)

岡本委員長

それでは質疑を行います。委員から質疑がありますか。

笹田委員

いつ始まってどのような効果があつて、廃止理由をお願いします。

金城産業建設課長

この条例は平成5年に兼業農家を確保するための金城町農林業後継者等育成奨学金というものと、あわせて専業農家を確保するための農林業活性化担い手育成奨学金というのが、実はありましたが、平成15年に見直して当該この奨学金制度が創設された経緯があります。質問のあった効果ですが、農林業の後継者育成奨学金については104名貸与しています、あわせて担い手育成奨学金、これは専業農家を確保するための奨学金制度ですが、7名の貸与を行っています。当該の奨学金制度ですが、平成15年にできた奨学金は6名貸与しています。総額1億9800万弱の貸与です。効果の面で言うと、後継者に関しては帰ってきて兼業農家になっていただくのが目的とした効果でして、その方が43名おられます。担い手の育成奨学金は7名中6名が金城に返ってきて認定農業者になっています。この廃止を提案した奨学金については、6名貸与で全て就農されずに、全て奨学金返還になったという経過があります。廃止になった経緯ですが、平成20年の公募に応募者なしで、それまでも奨学金に手を挙げられた方が1名ないし、2名で、これも帰ってこられなかったということを踏まえ、平成21年から募集を止め、その奨学金の返済の手続きも全て終了したということで、今年度、廃止の提案となりました。

岡本委員長

他にありませんか。

(「なし」という声あり)

議題5「議案第49号 財産の取得について（しまねお魚センター）」

岡本委員長

執行部から補足説明はありますか。

(「ありません」という声あり)

岡本委員長

それでは質疑を行います。委員から質疑がありますか。

川上委員

買っていただきたいという意向はいつあったのですか。

水産振興課副参事

29年11月に、お魚センターの所有者である浜田特産品センターから買取の要請をいただいたのが最初です。

川上委員

売買契約、仮契約が締結されたということですが、この売買契約は売ってもらうのか、買ってあげるのか、どちらの意向で動いていますか。

水産振興課副参事

会社から買取要請がありましたが、市としては、この土地・建物が老朽化している仲買売場の移転先として、また、山陰浜田港公設市場として必要だということを元に購入することとし、売主、買主、双方対等な立場で、この仮契約書を作成して結んだところです。

川上委員

対等立場というお答えですが、この売買契約書を見ると、重要な案件が抜けております。担当責任についてどうなっているかを確認したいです。この土地は既に担保に入っています。この担保をどう扱うか明記さ

れていません。ということはこの契約が結ばれた辞典で全て購入者の責任になる可能性があります、この件についてはいかがでしょうか。

水産振興課副参事

担保設定されている土地を買うのですが、登記の際はまず抵当権を抹消してもらい、それを確認して市としては、所有権移転登記したいと思っています。ですので、抵当権については抹消していただくことを前提に考えています。

川上委員

不動産売買の仮契約書ですが、本議会で可決した場合はこの仮契約が本契約になります。いかに口で何と言おうと、契約書内に担保について書いてないので無条件でアウトです。その辺りはいかがですか。

水産振興課副参事

担保の抹消については、事前協議して承知していただくという確認はとっています。

川上委員

確認をとるのであれば、その不動産売買の契約書に入れるべきです。通常は入ります。担保責任という形で入ります。これがないということは、担保については、何か文書で交わしていますか。

水産振興課副参事

特に、抹消するということでの確認の書面は交わしていません。

川上委員

交わしていないものが、口でよく言えるものだと私は思いますが、続いて何点か伺います。危険負担について確認します。これは仮契約ですが、本会議で通れば、契約成立します。その契約成立後、代金を払って登記するまでの間、この間に自然災害、火災が起きた場合の責任はどちらにありますか。

水産振興課副参事

所有権が移る前は前の方である売り主側だと思いますし、所有権が移った後は買った側だと思います。

川上委員

今言われたことは、仮契約書内に書いてあることと違います。第9条にあるように相手の責任にならなければ全てこちらの責任になるとあります。こういう場合もありますが、今回の場合は特にこれは会社が全てなくなりますので、事前に何か担保をとる必要があったのではないのでしょうか。

水産振興課副参事

担保はとっておりません。その辺りは紳士の契約を交わして業務を行っていきたいと考えています。

川上委員

続いて瑕疵担保についてです。今回隠れた瑕疵があっても契約解除することができないとなっていますがこれはなぜですか。

水産振興課副参事

この契約書においては、市で統一した様式はありませんが、通常、土地売買されている部署の様式を参考にしていますので通常こういった条件を盛り込んだ契約になっていますので、特にこの部分を取って変えたという思いはありません。通常の売買契約書の書式として作成しています。そのように確認いただければと思います。

川上委員

隠れた瑕疵としてアスベスト、土壌汚染と書いてあります。実はこの建物は天井に石綿が使われています。取り壊す場合は大変な作業になりますが、それが分かっているということをするのでしょうか。

水産振興課副参事

建物を買い取って改修するということですので、これは市の責任のもとで、そういったものが出た場合は対応します。

川上委員

あの建物の屋根は全て金属です。そうすると、あの付近は海岸から約100メートルで明らかに塩害を受ける地帯です。すでにかなり塩害を受けているのではないですか。

水産振興課副参事 当然、塩害もあろうかと思えます。それについては土地建物評価において観察増減化補正ということを入れていただいて建物の評価をしてもらっています。当然、塩害のことも考慮して購入します。

川上委員 観察について確認しますが、設備部分については15パーセントになっていますが、この設備部分について15パーセントになって極端に上げてある理由はわかりますか。

水産振興課副参事 具体的な理由までは分かりませんが、設備については塩害が起きやすいので15パーセントの補正がかかっているのかと思います。

川上委員 協定について確認します。この建物は平成5年に作られて29年目に入ります。耐用年数が34年。なので残り9年くらいしかありません。22年、既にオーバーしています。ということは残価というのはすでにないのかと思いますが、その辺の扱いはどうなっていますか。

水産振興課副参事 建物の鑑定については、状況や現地を見ていただいて評価いただいています。確かに耐用年数が近いこともございますが、現地確認した上で評価いただいています。

川上委員 私としては、これは、かなり甘く勘定したのではないのでしょうか。なぜかという、向こうの方が立会されています。いくら浜田市が鑑定依頼しても、本当に詳しく見たかどうか怪しいものです。できれば再度皆さん立ち合いのもとで鑑定していただきたいです。

次に仮契約書を見る限り、実地調査等というのがあります。これはどの条項を指して実地調査をしないといけないのか。中身を見ますと、第11条にあります。多分5年後まではその会社なくなると思うので、この実地調査は何をもとにするのですか。教えてください。

水産振興課副参事 通常の不動産売買契約については引き渡しから5年間ということで、きちんと目的に沿ったものになっているかところも、売った側にもそういう義務がありますよということを書いてあると読み取っています。買う側としてはそういった条文は既存の契約書に基づいて書いていますので、特にこの条文だけを取り立ててこうしたいという思いは買う側としては持っていませんので、通常の様式に基づいてこれは記載していると読み取ってください。

川上委員 先ほど言いましたが、鑑定は昨年8月、それからもうすぐ1年経っています。その間、状況も変わっています。鑑定当時のものがそこにあるかも分かりません。再度、中身を全て見直して、何が残っているのかも含め、鑑定し直す必要があると思えますがいかがでしょうか。

水産振興課副参事 現在、お魚センターは閉店していますが、事務にあたっては現地に支配人がおられますので、現地の確認についてはきちんと引き渡しを受ける段階で確認をきちんとして引き渡しを受けたいと思っていますので、鑑定評価値のものと相違ないかもあわせて引き渡しを受けたいと思います。

川上委員 これも売買契約書に不都合な部分一杯あります。費用の分担についても、引き渡し前日までを売り主が負担するとあります。そうとなれば、契約が終わるまでは浜田市の責任とあるので、電気水道もかかると思います。

水産振興課副参事 所有権が移るまではあちらで管理してもらい、所有権が移った後は市

- がやります。
- 川上委員 この建物は今回、売買契約しますが、本当に耐震化する必要があるのか、ないのか。25年前なのでしっかり耐震化できていると思えません。でありながらあの形のまま購入して耐震化して使うのかどうか。
- 都市建設部長 耐震化の必要性は建築の方では必要だと認識していません。というのは昭和56年5月以降の建物ということで、新耐震基準にそって建築されているので耐震性はあると判断しています。
- 川上委員 先に進みますが、一般会計補正予算第2号において山陰浜田港公設市場の整備を要する費用の中に実施設計、プラス耐震診断とあります。これはどういうことですか。
- 水産振興課副参事 今回の改修により仲買棟については、構造部を仲買の方の希望にもよりますが、構造部を一部改修するということもありますので、その改修に合わせて建物等の構造を再度確認する意味で耐震の構造の費用も見ています。
- 川上委員 耐震化して十分あるものをまたわざわざ耐震化するのですか。
- 水産振興課副参事 仲買棟については店舗部分と後ろにバックヤード部分があります。仲買の方の冷蔵庫が収まらないという声もあって、そういったレイアウトをしていただく中で、壁を取ることもありますので、もう一度きちんと構造計算をして確認する必要があるということでの手数料を見込んでいます。
- 川上委員 これは設計上の問題ですね。耐震診断する必要はないのですね。設計で行えば良いので、耐震診断の費用は発生しないとしてよろしいですか。
- 水産振興課副参事 耐震診断ということではなく、構造計算の確認という意味での手数料です。
- 川上委員 それなら、先ほど言いました、補正予算第2号の番号9番について、耐震診断の項目は外していただきたいのですが、よろしいですか。
- 水産振興課副参事 耐震診断という表現は確かに紛らわしかったので申し訳ないと思っておりますが、ただ、構造計算については別途費用がかかるということで計上させていただきたいです。
- 川上委員 構造計算は実施設計ではないのですか。
- 水産振興課副参事 当然、実施設計を行う業者にもしてもらいますが、確認の意味で外部での確認をしていただくということでその手数料を計上しています。
- 川上委員 実施設計でも自分のところで確認はするのでしょうか。これはたぶん、用途変更か何かはわかりませんが、建築確認は発生するのですか。
- 水産振興課副参事 建築確認等は必要に応じては、発生するかと思いますが、その改修の内容が決まり次第そういった構造計算等を行います。
- 岡本委員長 少しお待ちください。この話は予算委員会での話ですが、今の川上委員の話ですが、耐震という形ではないという話ですから、そこは予算委員会でしっかり説明してください。川上委員におかれましては、ここでは予算のことはしませんので、よろしくお願いいたします。
- 川上委員 分かりました。先ほどから何回も言いましたが、担保の扱いはペーパーも何もなく行くのですか。担保を外さずに購入するのか、それとも金を払って担保を外していただくのか。
- 水産振興課副参事 この仮契約書に基づいて支払いをして、それから日程調整して債権者

と調整する中で抵当権の抹消登記をしてもらい、その確認後、所有権移転をしていくということで、協議の中で確認をしています。

川上委員

売買契約書に書いてないから確認しているのですが。その協議が済んでいるのであればその協議書を確認させてください。後ほどで良いので。

水産振興課副参事

協議を行ってはいませんが、特にまとめておりませんので、口頭での協議ということで確認をしています。

川上委員

口頭協議では責任は何も発生しません。再度ペーパーで、協議したものをを見せていただきたいと思います。よろしくお願いします。

水産振興課副参事

協議していますので、それについては整理したものをお示ししたいと思います。

岡本委員長

他にありますか。

(「なし」という声あり)

ここで暫時休憩します。再開は11時10分です。

《 休憩 11時00分 ～ 11時08分 》

岡本委員長

会議を再開します。

水産振興課副参事から補足説明がありますので許可します。

水産振興課副参事

債権者との協議内容の提出については準備して提出します。それから議案45号の中で三浦委員からいただいた17条の件ですが、この利用者というのは、指定管理者が呼んで来られたテナントの方を指しています。テナントが変わって出られる時には原状回復にして出ますよという条項でしたのでよろしくお願いします。

三浦委員

では、この条例に書いてある利用者というのは、指定管理者が決まった後に店子さんとして入る方々全部を指すのですか。

水産振興課副参事

利用者はそういう店子さんという意味です。

三浦委員

そうすると、指定管理者が最初に決まって、その方は何かしらの理由で変わることが想定されるわけですが、その時に原状復帰をする義務はないということですか。

水産振興課副参事

指定管理者が工事された部分は原状回復してもらって、それ以外はないです。

三浦委員

原状復帰する義務が生じるという文言はどこにありますか。

水産振興課副参事

条文には載っていません。協定書内にあります。

三浦委員

通常、そういう協定の中で指定管理者とは現状回復については盛り込み、条例に盛り込まないのが普通ですか。つまりは今回は今までとは違う手法で指定管理になるので、これまでの指定管理者の部分にはこの部分はなかったということになりますか。

水産振興課副参事

今回の指定管理制度については、指定管理者がおられてその中に利用者としてテナントさんが入ってくるので、これまで事例が実際にはないです。現時点ではこの条例についてはそこまでは記載予定はないことからこのような条例案として出していますが、指定管理者とは協定書でしっかり確認します。

三浦委員

指定管理者と店子の契約文言は、市も確認もするのですか。

水産振興課副参事

実際には確認が必要かと思いますので、指定管理者からテナントとの

三浦委員 契約については書面をもって確認したいと思います。

岡本委員長 協定というものできちんと確認されるなら良いですが、この条例だとそれが見えません。漏れがあって、かつ今回はスケルトンで最初の工事をとどめた後で指定管理者の意見を取り入れてという施設整備になるので、後々、指定管理者が変わる場合を想定しないと後々にトラブルになります。市と指定管理者の契約にも漏れが無いように協定、条例等で確認していただきますようお願いいたします。

岡本委員長 参事が答えられた部分で明確にしておいてほしいのは、抵当権の抹消を確認した日にちをまず書いたり、契約をする時において、危険負担等について川上委員が言われたこと、そういうやりとりのことを書かれたものを提出できますか。

水産振興課副参事 具体的に協議はしていますので、仮契約書に書いてあることは履行しなければいけないと思っていますが、最低限これだけの項目は確認しないといけないということも協議していますので、お示しします。

岡本委員長 川上委員もよろしいですね。それではこのことについては終了します。

議題6「議案第50号 市道路線の認定について（西浜田161号線外）」

岡本委員長 執行部から補足説明はありますか。

（「ありません」という声あり）

岡本委員長 それでは質疑を行います。委員から質疑がありますか。

笹田委員 現地に確認にも行きました。入口の道路がガタガタで、周りに全く溝蓋がありません。あの辺りはどのように考えていますか。

維持管理課長 新設道路の周りは確かにあまり整備されていません。しかし既存の路面も側溝もあまり良い状態でないことは確認しています。至る所、状態が良くないです。ただ、路面がめくれあがったような危険な部分があるのでそこは補修が必要かと思っています。側溝の蓋は対応が難しいです。

笹田委員 市道認定された道の前にグリーンシートがかけられた土地がありますが、あれも市が管理していますか。

維持管理課長 その敷地は県有地かと思えます管轄外です。

岡本委員長 他にありませんか。

（「なし」という声あり）

議題7 請願審査

岡本委員長 本委員会に付託されました、請願2件の審査に入ります。

(1) 請願第5号 「浜田城址公園の桜 樹勢回復及びその他危険木の対応に関する請願について」

岡本委員長 この請願ですが、内容として、請願者は教育委員会文化振興課そして都市建設部の維持管理課へ対応を相談したとあります。

文化振興課長 審査の参考に、その辺りについて、どういったところに問題があり、対応できなかったのかも含めて聞かせたいと思います。

ここに記載がありますように請願者からは何度か問い合わせいただいています。文化財保護の立場で文化財の破壊というようなことの懸念があってお話をさせていただいていました。文化財の現状変更ということで、

その変更の過程は説明させていただいていましたが申請にまでは至っていません。この請願文書の中で1点確認したいのですが、「県委員会に問い合わせたところ申請してもらえれば良いとの回答を得た」という文面がありますが、これは県教育委員会が申請していただければ良ろしい、オッケーということで見受けられますが、実際にはそうではなく、当時の担当が県に問い合わせをしたところ、原状変更の申請はいつでもよろしいですよということでお答えしたと伺っています。実際のところ予算面のところも話をしていますが、こういった現状でこのような段階に至っています。

維持管理課長

請願の2番、3番のところで回答しますが、危険木の点検の実施と倒木の危険、あるいは落枝の可能性があれば取り除きについてどうなのかということですが、公園内の事故の未然防止する上では非常に重要です。園路沿いには多数の樹木がありますが、現場で点検が必要だと思っています。また樹木が枯れているとか、落ちそうだとかいう判断は難しいですが、そういった場合は専門の方のアドバイスいただきながら検討していきます、また3番目に書いてある、適切な管理をしてくれる部署の変更ということですが、文化財保護は文化振興課ですし、公園管理は維持監視課で行っていて、この体制は変更することは現段階ではありませんし、難しいことだと思います。

岡本委員長

執行部の説明をふまえて、後程、採決しますが、執行部に参考のため確認したいことがあればこの場でお願ひします。

三浦委員

埋蔵文化財保護のため、というのが断られた理由とのことですが、具体的に埋蔵文化財とは一体何で、どのように保護するためにこの作業ができないのか詳しい説明をお願いします。

文化振興課長

埋蔵文化財ですが、歴史を知る上で大切にされなければならないもの、と理解しています。今回の現状変更は島根県の文化財保護条例に謳ってありまして、そうした文化財の形状を変更したりする際は文化財の保護のために申請が必要だと条例化されています。

三浦委員

具体的に埋蔵文化財とは何かを指すのですか、それとも城跡自体を文化財と捉えてそれ自体さわれないということでしょうか。

文化振興課長

文化財ですが、有形無形、天然記念物等もあります。この浜田城は区域指定であり範囲内全てが該当します。

笹田委員

課の連携はしっかり取れていますか。

維持管理課長

両担当課からお話聞きましたが、そういった連携は取れていますか。

維持管理課長

今までは草刈りも別々なのが実質で、忙しい時期に草刈りを実施とかありましたが、そういった草刈りは維持管理課に任せています。文化財保護は教育委員会が担当です。その他については必要に応じて相談してやることはあります。

笹田委員

松江城と浜田城との違いがありますか。許可が出やすいとか出にくいとかありますか。

文化振興課長

そこは私どもも判断できません。この城山公園は市民の憩いの場で大切な場ですので、適切な管理が必要だと思っていますので今後は晴眼者とも、変更の手続きができるようしっかり協議します。

三浦委員

そもそも埋蔵文化財に指定されている周辺に桜を植えるのはなぜ許可

文化振興課長 されているのですか。許可されたのなら大丈夫という判断かと思うんですが、植えられた時と今とでは認識が違うのでしょうか。

三浦委員 樹齢は分かりませんが、指定された時から自生しているもので、後で指定されたので、当時から桜は植わっていたと認識しています。

維持管理課長 そうすると自生している桜も含めて文化財ではないですか。土地改良をするのはだめなのですか。難しいのですか。

三浦委員 いつ頃から桜が生えているか分かりませんが、今の時点で文化財保護という網がかけられている中で、試掘をしてその状況を報告して許可を得る必要があります。許可を貰わないと、樹勢を回復するにしても20、30センチ掘らないといけないが、許可が必要になります。

維持管理課長 試掘もプロセス等々におけるコストがかかるのでできないということなのか、申請すればできるという話だったので、何が理由でできないのですか。

笹田委員 試掘費用がかかるから難しい。相談させていただきませんが、市もできる限りのことは考えます。申請手続き等もどうやるか、誰がやるか請願者に相談しながら決めていきます。

維持管理課長 桜の件はわかりましたが、2番の危険木の所はどのようになっていますか。いろんな木がありますが。

岡本委員長 現場を歩いてみましたが、大きな頭上にある枝については高さもありますが、定期的な、公園の管理上点検する。専門の方の知識、経験をお借りして状況を確認することも必要なのかと思います。

(2) 請願第5号 「請願第7号 主要農作物種子法の復活等をもとめる意見書の提出について」

岡本委員長 この請願については事前にお問い合わせしていただきましたように、審査の参考のため、執行部から説明をお願いします。県職員からの説明という話もありましたが、ご都合がつかなかったということで、農林振興課長から説明していただけます。追加資料も配布されていますので、よろしくお願ひします。

農林振興課長 (以下、資料をもとに説明)

岡本委員長 確認しておきたいことはありますか。

飛野委員 農家にとって種子は根本の問題です。輸出も頭に置く中で廃止したのだと思いますが、やはり浜田の農家を守るには県の条例化ということにいくのではと思っています。県がこれを条例化しても、実際県ができるわけがなし、これは携わる農協がいかに理解して前向きにやっていくかが必要だと思っています。その中で伺いますが、現在のJAの動きは市として感知していますか。

農林振興課長 JAがどのように動くかは確認していません。ただ県の奨励品種はJAの意見をもとに選んだと聞いています。民間で優良品種が出ればそういったものも優良品種ということで挙がってくるのでしょうか、今のJAの考えとしては、今生産されているもの、奨励品種として挙がっているものをこれからも進めていくという方針で考えていくのだらうと思います。

飛野委員 昨日の農業新聞を見ると、47都道府県にアンケートをとっていて、14

の自治体が条例を作る、あるいは作ろうとしている。県も条例は作らないけどそれを守ろうとしているのが25自治体、併せて39自治体がそういう動きをしています。浜田市の農家も弱い部分があって、やはり守っていかないといけないと思います。その中で浜田市としても一緒になって守るための活動、運動をしていただきたい。

農林振興課長

市としてこの仕組みがあることで農家さんに安い種子が提供されているのは分かりますが、一方で浜田市は中山間地域ということで条件の悪いところも多いので、いわゆる多収穫米であったり、新しい品種も将来的に本当に要らないのかという分からない部分があります。ですから浜田市として現行がずっと維持されることが良いのかは判断できません。ですから今は奨励品種として守らなければいけないものは守らねばならないということなので、この制度そのものが維持されることが重要だとは思いますが、民間が開発される新しい品種の導入も必要かと思しますので、この仕組みの中でそういった取り組みも合わせてやってもらうのが良いのかなと思っていますが、現時点でこの制度があるのが良いか、ないのが良いのかは判断できません。

飛野委員

そういうきわどい部分があるでしょうが、儲かるところまでいなくても農家が維持できるような部分には努力していく必要があると思いますので、引き続き検討をお願いしたいと思います。

岡本委員長

他にありますか。

(「なし」という声あり)

議題8 陳情審査

岡本委員長

4件出ておりますが、4件とも市長及び議長宛に出されたものです。

(1) 「陳情第106号 貿易コンテナ貨物量の発表内容の見直しを求める陳情について」

岡本委員長

審査の参考のため執行部に確認しておきたいことがありますか。

(「なし」という声あり)

(2) 「陳情第107号 経済環境に合わせた基幹産業の定義及び補助金の配分を求める陳情について」

岡本委員長

審査の参考のため執行部に確認しておきたいことがありますか。

(「なし」という声あり)

(3) 「陳情第108号 事業の必要性について経済効果の有無を公表しながら進めることを求める陳情について」

岡本委員長

審査の参考のため執行部に確認しておきたいことがありますか。

(「なし」という声あり)

(4) 「陳情第109号 美又温泉国民保養センターの新指定管理者の運営に浜田市の積極的なかわりを求める陳情について」

10 執行部報告事項

(4) 美又温泉国民保養センターについて (報告)

岡本委員長

これについては、執行部の報告事項「(4) 美又国民保養センターについて」と関連がありますので、先に執行部報告事項の(4)の資料をもと

金城産業建設課長
岡本委員長

に報告をお願いします。

(以下、資料をもとに説明)

報告を受けました。質疑は何かありますか。

(「なし」という声あり)

ここで暫時休憩します。再開は午後13時でよろしくをお願いします。

《 休憩 12時00分 ～ 12時59 分 》

岡本委員長

会議を再開します。

9 所管事務調査

(1) 山陰浜田港公設市場の収支見込について

岡本委員長
水産振興課副参事
岡本委員長
牛尾委員

水産振興課副参事。

(以下、資料をもとに説明)

報告を受けました。質疑は何かありますか。

仲買棟を除く6店舗の売上高の5パーセントを売上手数料にという説明でしたが、直営でやるかどうかは決まっていませんし、今までのお魚センターも直営で4千万弱の売上があったわけですが、大雑把に言うと、22パーセントは粗利があったとなると、5パーセントは大きいですから逆に言えば商業棟はもっと利益が出る可能性があると思います。ですからえらく低く見積もっていらっしゃるなど。そういうこともあったとおっしゃるべきではないかと。

もう1点思うのは、今度の施設は市のものですから固定資産税がかかりませんよね。旧お魚センターは年間で200万くらい払っていたのですから10年で2千万です。それがなくなるわけだから、どういう形でこの中に反映させるかはいろんな観点・論点があるでしょうが、ただそういう事実は議員の皆さんに説明しておかないと、後々誤解が生じてはいけません。今回は公設民営で見込みがあると、いわゆる市内業者が言っているようなことが裏付けされるような事案もあるので、それはやはり説明されるべきだと思いました。

岡本委員長

他に質疑がありますか。

(「なし」という声あり)

(2) 株式会社栄徳水産浜田等の事業停止に伴う影響について

岡本委員長
水産振興課長
岡本委員長
牛尾委員

水産振興課長。

(以下、資料をもとに説明)

報告を受けました。質疑は何かありますか。

報告ありがとうございます。今でも現漁は足りないのですよね。僕の知り合いの業者さんは1日1トン、年間360トンくらいなんですけど、浜田漁港の調達ゼロです。少ない水揚げを気にしていたら工場は回らないと。かつては500億円くらいと言われましたが今は加工屋が入っていますから、市場上場しないような今のような流通は200億以上あるのですね。ですから僕はそこまで影響ないと見ています。浜田の水揚げに頼らず世界調達も含んでやっています。そういう実態もあるので深刻になる

時に現状分析をされてからでないと、ここに出てくる金額を鵜呑みにはできないような気がします。更に精度を上げるような調査をしてもらったら良いと思います。

もう1点、2か統はもう未来永劫ないという試算ですが、厳しいとは思いますが、新しい経営者をどうやって探すかも含めて、水産課だけでは大変だと思ふ。市長なり副市長なりトップが率先してそういうことをされるべきだと思っています。その辺についての言及がないので心配なのですが、それについてだけご発言いただければと思います。

水産振興課長

1点目の実際の加工業者については、おっしゃったように前浜だけではもちろん足らないので隣の大田の和江漁港であったり、下関の漁港から取り寄せて出荷されている現状もお聞きしています。ある事業者では、前浜が5、下関が4、大田が1という割合で振り分けながら調達されている現状があります。3億で試算はしましたが、もう少し調査や聞き取りをしながら、つかんでいきたいと思っています。

今は2か統減ったので、どこかの事業者の参入なりということですが、実際には地元事業者さんに、この既存の船を使って事業引継ぎをしていただけないかということで、実は27日に市長と一緒に、まずは地元生産者のご意向を確認いたしました。結論から言えば、できないと。あとは新しく浜田漁港に参入していただく事業者を模索しなければならないと考えています。この地元事業者については3社4か統ということもありますが、リシップされていて、今、申請に向かって頑張っておられるところなので、この船を引き継いでさらに経費をかけてリスクを背負うことはなかなかできないことと、既に船員の方の行先が決まっていたりして、人集めもなかなか厳しい状況で、地元では引継ぎはできないというのが聞き取り結果です。新しい事業者も、仲買さんから2か統をどうするのかという声があるのを耳にしていますので、市だけでは難しいかもしれませんが新たに参入いただける所を模索していきたいと思っています。

岡本委員長

他にありますか。

(「なし」という声あり)

10 執行部報告事項

(1) BUY浜田運動について

岡本委員長

商工労働課長。

商工労働課長

(以下、資料をもとに説明)

岡本委員長

報告を受けました。質疑は何かありますか。

飛野委員

認知度も上がって喜ばしいです。令和元年度の取組で400年の話も出ていますが、今盛んに言っていますお魚センターを中心とした賑わい創出の部分で、何らかの形でこの部分に関わっているのでしょうか。

商工労働課長

お魚センターと直接は関わっていませんが、市の関連施設等々で浜田産品の連携をいろいろ模索していきたいと思っています。

飛野委員

でき上がってからは分かりますが、でき上がる前から賑わいを創出しようではないかという部分で、出番はあるのではないかと私は思っています。今から具体的に関わっていくべきだと思います。

商工労働課長

部内しっかり連携してよく相談し、早めにやっていきたいと思っています。

産業経済部長	<p>ます。</p> <p>BUY浜田運動は浜田のものをいかに食べてもらうか、まさにお魚がそうです。お魚センターを整備して人に来てもらう、浜田の魚を食べてもらうためのBUY浜田運動でもありますので、しっかり連携してやっていきたいと思います。今も鮮魚を出したり浜田で揚がったお魚をBUY浜田運動で提供する機会がありますので、新たなお魚センターに結びつくよう取り組んでまいりたいと思います。</p>
笹田委員	<p>BUY浜田運動はちょっとずつ認知度が上がってきたように思います。BUY浜田運動は知ってもらうのが目的ではなく、浜田のものを買ってもらうのが目的ですが、その辺どうなっているのか伺います。</p>
商工労働課長	<p>当然浜田のものを地元の方に買っていただきたいということで、浜田で生産される方は高く売りたいために外部に出される方もおられると思いますが、まずは地元の皆さんに買っていただく。各店舗やスーパーに特設コーナーを作っていたり、既存コーナーに浜田産品であることをPRするようなことも考えています。だいぶお店からも好評をいただいているので、増えてきたと思っています。</p>
笹田委員	<p>それは感想です。実際に事業をされてみて、最初よりも浜田のものが売れているだとか、最初売れなかったものがPRして売れ出したとか、認知度よりも実績が大事だと思いますが、効果の検証等はされていますか。</p>
商工労働課長	<p>具体的な数字までは掴んでいませんが、地元の方にアンケートをすると、食品購入時に産地を意識して買いますとか、新鮮さが当然高い割合になっていますし、中には価格というのもありますが。地元のものを選んでもらえることにはなっていますので、細かい数字については店舗等とも連携しながら捕まえたいと思います。</p>
牛尾委員	<p>先ほど飛野委員は素晴らしいアイデアを言われたと感服いたしました。お魚センターは1年半くらい閉めておくので、例えばBUY浜田朝市として第何土曜日に集まっていただくような、土曜は仲買がほとんどお休みですから協賛してもらったり、農産品販売等をされたら良いのではないかなという気がしました。やがて新しいお魚センターがオープンして頑張るのは新しい指定管理者なのでしょうが、せっかくあそこに場所があって駐車場も広いのですから、来ていただけるような仕掛けを。閉めて何も無いのではなく継続的に何かおやりになるべきだと思います。</p> <p>もう1点、実は6月28日に会議所の通常議員総会がありました。そこでいろんな話を聞いたのですが、過去5年比較した時、経営者から消費者を見ると人口減少もありますが可処分所得が相当落ちているねと。財布の紐の締め方が全然違う、年々下がってきていると。それは介護保険が上がるとか、国保料が上がるとか、いろんな要因があると思います。そういうことを頭に入れて、そういう中ではあるけど来てもらうという。そこへ行けば1割増しで安く買えるとか、そういういろんなアイデアを組み合わせてやっていかないと、BUY浜田運動といった所で消費がすごく冷えているのですから、どうやったら使ってもらえるかを考えないと。行政にそういうノウハウがあるかは別にしても、仕掛けをしないと、やたら加盟店が増えてもそこでお金を使う方の財布の紐は固いわけです。行</p>

政も、そこでお金を使っただけのような仕掛けをしないと、いくら店舗を広げてもあまり効果はない。事実、加入者の皆さんから「所詮BUY浜田だよな」と、諦めのような。それがあからその店に行こうかなということにはなかなかならないという話もあります。

現場の声をお届けしておくので、是非知恵を絞っていただいて売上が上がるようご検討いただきたいと思います。

商工労働課長

事業者の皆さんと色々相談しながら模索して、その1つがBUY浜田昼市でもありますし、まちへ出て行って消費者の皆さんと事業者さんに直接お話を聞く中で事業を進めていきたいと思っています。また参考にさせていただきながらより良いものになるように努力していきます。

串崎副委員長

普及啓発活動の中に、広報誌に特集記事を出すがありますが、これはどのような内容でしょうか。

商工労働課長

今回見開き1ページの特集記事を掲載していただいて、今回新しく少量品以外のものが追加になりますので、協賛店みたいな仕組みでマリンスタープとも連携していますし、そういう新しいものを入れ込みながら広報紙を作成中です。

串崎副委員長

折角なので開府400年との連携はどうでしょうか。

商工労働課長

その辺の連携した昼市も予定しています。

岡本委員長

他にありますか。

(「なし」という声あり)

(2) 漁業別水揚げについて

岡本委員長

水産振興課長。

水産振興課長

(以下、資料をもとに説明)

岡本委員長

報告を受けました。質疑は何かありますか。

(「なし」という声あり)

(3) 駅鈴モニュメント設置場所について

岡本委員長

観光交流課長。

観光交流課長

(以下、資料をもとに説明)

岡本委員長

報告を受けました。質疑は何かありますか。

串崎副委員長

松阪駅で見かけたことがあります。あれとこれの大きさの比較はどうなっていますか。

観光交流課長

松阪の駅前にある駅鈴は1メートルかける1メートル、高さも約1メートルちょっとと伺っています。浜っ子春まつりで使った90センチ四方面程度の駅鈴神輿が石中央文化ホールに展示中ですが、あの神輿と同じくらいのサイズを検討しています。ただ、瓦製なので焼き上げたら若干サイズが縮む。今回初めてこのサイズの駅鈴を作るので、瓦職人さんにどこまで可能かを相談しているところです。

串崎副委員長

あまり変わらないのでしょうか。浜田市は小さいものを作りやがって、と言われはしませんか。

観光交流課長

1メートルはいかないと思いますが90センチ角のもので、そんなに見劣りするものでもないと思います。

串崎副委員長

これは決まったことなので今言っても仕方ないですが、設置場所は駅

と城山では人通りも違います。私は駅の方が良いのではないかと思います。決まったことでしょうかから意見だけ。

観光交流課長

確かに駅前という意見もあり、その理由については人通りが多い所に設置して多くの人に知っていただきたい、後世に伝えていくメッセージを知ってもらいたいということも友好の会の話からもありましたが、今回は、浜田藩や浜田城と関連するこの場所に設置させていただく。10月の開府400年の式典を目指して各種工事が進んでいますが、そこへ新たな観光客に訪れていただけるよう、モニュメントを設置することで資料館にも城山公園にもお越しいただけるように、誘客に努めたいと思います。

牛尾委員

私は駅鈴の設置場所については私見も提案もしたので、多分議論の中に入らなかったのでしょうか。3つの理由が書いてありますが、歴史家の方の視点を。一部の方だけの理由ではなく、50年、100年経った時に歴史家を見て、ここにこれがあるのはさもありなんと言われるような理由がないと問題があるのではないかと思います。もう少し資料を出させて、歴史関係の方、いろんな意見を持っている方がいらっしゃるので、ある程度お伺いを立てて。そういう方を無視してこの3つの理由があるのだとしたら、それは問題だと思います。どうせ50年、100年これがあそこにある続けるなら、歴史家の観点を大事にしないと。一方で専門家の方から陰口を言われるような駅鈴であってはならないと思います。大丈夫ですか。

観光交流課長

設置場所も検討したのですが、今回はいろいろなご意見をいただいて、駅前というご意見もいただきながら、最終的にこの場所としました。確かに歴史的な所もありますが、浜田と松阪のご縁を大事にするということでのこの場所に設置することで。

笹田委員

300万とのことですが、駅鈴と台座の内訳を教えてください。

観光交流課長

まだ実際に発注はしていませんが、瓦は約200万円を超える金額で予定しています。残った金額で台座と説明板を予定しています。また、友好の会からの寄附についても正直どれくらい集まるか分かりませんが、その金額を合計してモニュメントを整備します。

笹田委員

300万がもし集まらなかった場合は、どのようにお考えですか。

観光交流課長

瓦については200万を超える金額と申しましたが、残った金額でそれに合わせた台座を作成する予定なので、足りないということは想定していません。寄附が集まらなくても300万円の範囲内で行う予定です。

笹田委員

どこの瓦屋さんが作られるのでしょうか。

観光交流課長

瓦となると亀谷窯業で現在話をさせていただいています。

笹田委員

瓦が強いのは重々分かっていますが、できあがった時に簡単に割れないですよ。少々の衝撃には耐えられるものという認識でよろしいですか。

観光交流課長

割れない保証はどこにもありませんが、その辺は周りの方にも注意していただく、皆で大事にしていく。

笹田委員

それだとあまり人目につかない所に置いておくのは怖いですよ。簡単に割れるものなら、夜の中に割れていたということがないよう、大事にしていく認識も含めて大切にしていこうという市民に向けての啓発も必要ではないかと思いますので、それも含めてやっていただけたらと思

岡本委員長

います。

他にありますか。

(「なし」という声あり)

(5) 浜田市ふるさと体験村施設に係る検討状況について

岡本委員長

弥栄支所産業建設課長。

弥栄産業建設課長

(以下、資料をもとに説明)

●2 : 48 : 28

岡本委員長

報告を受けました。質疑は何かありますか。

三浦委員

指定管理者の模索をこれまでされてきて、かなり厳しいという報告がありましたが、それを踏まえて今後の予定としてサウンディングをされるとのことですが、これはどういうお話の整理なのかがいます。

弥栄産業建設課長

民間事業者の方との意見交換をさせていただいた中で、大変厳しいという声がありました。現実的に地元の団体さんに何とかお願いできないだろうかとも考えており、地元でも何とか地元でできないか協力をしてあげるのだが、という声を伺っています。そういう方法も進めてまいりたいということで今回の提案です。一方で調査も、今は特定事業者さんに一度お話を聞いたのですが、広い意味でご意見を、実際どのようにしたら運営できるかの提案もいただきたいと思って、今回サウンディングを検討したいと思っています。

三浦委員

以前、伺ったかと思いますが、指定管理者を模索される中で複数の民間事業者とコンタクトを取られ、意見交換をされたとのこと、社名は結構ですが、現在までどういう事業者の方々と意見交換をしたか教えてください。

弥栄産業建設課長

今現在、指定管理を受けられている事業者の方と意見交換をした中で、条件的に、浜田の集客施設から遠い、また、アクセスの面で高速道路から遠い、また冬場の積雪等厳しい状況もある。指定管理をするにしてもそれ相応の指定管理料は要ということも伺って、そういう条件で大変厳しいということです。

三浦委員

ということは、現在の指定管理者というのは市内にいらっしゃる指定管理業者、つまり旅館業といった類の事業者さんにヒアリングされたのですか。再度お訪ねします、どういった業種の方々に意見を伺われたのか。

弥栄産業建設課長

旅館業者です。

三浦委員

ここがポイントだと思うのですよね。旅館業の方々に話を聞けば、旅館業からビジネスモデルを広げることはなかなか難しい。なので、活用の可能性をもう少し考えるのであれば、いろいろな指定管理の受け方も全国の事例を見ればありますので、指定管理を受けた事業者さんが店子さんに貸すというサブリース方式でやっているような事業者が指定管理を受けている場合もあります。そういった所に話を聞くのがサウンディングの一番のポイントではないかと僕は思います。これを業種を限定して、可能性を限定してヒアリングだけをする、と、多分難しいという答えしか返ってこないと思います。ですから、指定管理を探すのは難しいという話になるのでは。だから可能性を模索するのであれば、もう少し違

- 弥栄産業建設課長 った業態の方々にも、どういった業種があるのか、少し視野を広げてサウンディングされることをご提案したいと思いますがいかがでしょうか。
- 川上委員 一応、指定管理の方も、旅館業だけでなく違う業種を扱っておられる所もありますが、そういう意味から違う点からご意見をいただくのはあると思います。
- 弥栄産業建設課長 先ほど基本的な考えの3番で、収益事業への財政支援がないため、この分についてはご検討をとということでしたが、財政支援にしたら弥栄は3億6千万円の基金を持っておられるので、それを活用されたらいかがですか。
- 川上委員 基本的に活用方針の中で、体験交流を含む公益事業に対して支援しているのですが、収益事業には支援しない方針です。
- 弥栄産業建設課長 財政支援がないためと書いてあるので、そういう方法もあるのではないかとただで、特別にそれを使いなさいという意味ではありません。
- 笹田委員 弥栄に地域振興基金はありますが、それは収益事業に使う予定はありません。
- 弥栄産業建設課長 今後の予定に、9月議会に補正予算を提案となっていますが、これを見る限り具体的に何をするか全然分からないのですが、何をされるのですか。
- 三浦委員 指定管理をするまでにサウンディングを行って、提案を具体的にし、それを受けて地元でも受入れ可能か、そういう団体があるか探っていきたいと思っています。その辺が確定したら9月議会において債務負担と再建のための施設改修費を提案したいと思っています。体験交流自体は地元でやっています。補正予算は再開のために機器の点検や建物修繕等、最低限の施設整備改修をしたいと思っています。
- 弥栄産業建設課長 体験交流事業の中に宿泊も入っていますが、宿泊事業は収益事業にはならないのですか。収益事業と公益事業の考え方について。要は、お客さんが宿泊されるのは収益事業になるのではないかと思います。そういった場合、宿泊施設に該当する建物の修繕は収益事業になったら財政支援がないということですよ。でもそれは公益事業なのですか。そのすみ分けはどう考えたら良いですか。
- 弥栄支所長 体験交流事業は本来、地域で体験交流について、メニューづくりも含めて取り組んでいます。来ていただくために宿泊施設として体験村施設を使っていこうということで、地域全体のための宿泊施設として使っていただくので公益事業扱いとしています。ただ単に泊っていただくだけのお客さんは少ないだろうということで公益事業です。
- 三浦委員 単なる泊まるだけでなく体験交流事業の中で泊まることもできるということなので、例えば合宿で泊まるとかいうのもありますが、単なる泊まるだけの事業ではない。
- 三浦委員 つまり、体験交流を促進するために宿泊機能が必要だから、宿泊施設は公益事業として整備はする。ただしそこを単なる宿泊施設として利用する場合も許可ということですよ。公益事業で整備された施設であっても、単純に体験交流でなくても宿泊を市に来た人が活用してもそれは良いのですよ、それは収益事業だけど、整備は基本的には公益事業の考え方でやるということですよ。

弥栄支所長

今おっしゃるとおりなのですが、指定管理に出すとそちらの管理者さんが独自でいろいろ事業をされることもあると思います。その時に宿泊も出てくると思います。その場合、公益事業として整備はしますが、指定管理者さんが収益事業とされるのに使っていただいてもそれは良いです。

三浦委員

となると、体験交流事業であろうと最低限宿泊に必要な機能は公益事業の中で、どういう所までかはもちろん吟味しながらですが、最低限は今後整えていくような計画ではいらっしゃるということですね。

例えばですが、指定管理者がここでレストランやりたいと言えば、それは収益事業になっていくのでしょうか。その辺りの線引きが難しいと思います。公益事業で整備するのは機能としては公衆便所、宿泊機能、体験交流をするようなスペース、そこを確保するくらいの部分を公益事業として担保するということですか。すみません、この線引きはよくわかりません。

弥栄産業建設課長

まだ詳細は詰めないといけない部分がありますが、おっしゃるとおり建物自体は古民家とログハウスとレストランであった旧里山の一部を使って事業を行う。事業の内容としては、体験交流事業、地域がやる事業もありますが、指定管理者が受けた方がやる事業もあろうかと思えます。そういう体験交流事業とそれに伴う宿泊については公益事業としています。指定管理者が独自で行う事業、新たな食堂を始めたりとか、そういう分は収益事業になろうかと思うので、その辺は実際にはある程度棲み分けしないといけないと思っています。

三浦委員

この事業はハードもソフトも含めてですか、それともソフト事業だけですか。

弥栄産業建設課長

基本的にはソフトです。ハード的なところは公衆便所、そういう施設は最初の段階、始めの整備は市でしておいて、その他については指定管理者にさせていただきます。

三浦委員

どのレベルまでの整備をするかは、ソフトもハードもこれから更に詰めて詳細を出していくのでしょうか。

弥栄産業建設課長

市として建物については、古民家、ログハウス、公衆トイレは市としての施設、それ以上の指定管理者が望む施設整備は指定管理者にやってもらいます。

牛尾委員

今後の予定の中で、アドバイザーの助言を受けながら、ということでアドバイザーの固有名詞も言われましたが、アドバイザーにかかるコストや、このアドバイザーを選んだ経緯について一応説明して欲しいのですが。なぜその人になったのか、その人へのコストはどうなっているか、説明できる範囲でお願いします。

弥栄産業建設課長

このアドバイザーの方ですが、県の事業も地域教育魅力化プラネットホームという所で事業も行っておられて、そういう関係でこの方を知って、何とか観光企画をされていた方、また浜田市内にゲストハウスを持っておられて、宿泊施設の提案もされているということもあって、ご意見を伺いたいとお願ひしました。経費については弥栄支所で他の事業、弥栄に体験交流事業で来ていただく事業も考えており、そういう所でも講師等を検討していきたいと思っています。事業的には国の事業を使ってや

っていますので、そちらで対応しています。

牛尾委員

先ほど同僚議員からいろいろ指摘がありました。指定管理者確保の（イ）ですが、指定管理者となり得る法人等に提案を求める等の事前調査とあります。お話を聞いていると、なり得る法人というのは、恐らく複数予定されているのかなという感じがしますが、どの程度の法人をお考えですか。

弥栄産業建設課長
牛尾委員

具体的には今から検討します。

9月議会以降の予算等が入っていますよね。誰に指定管理をさせるかという一番入り口論で今のような発言をされると、悪夢を思い出すようで心配するのですが、その辺はもう少し明確な答弁ができないものでしょうか。

弥栄支所長

ご指摘のとおりですが、いろいろあたってはいるものの、はっきりとした所にたどり着いてないのが現状です。そういう意味では地元団体、そこと話がうまく進むようであれば、だいぶん進むことになるとは思います。今のところ事前に必要なところを9月議会で決めさせていただきたいと思っています。

牛尾委員

今のお話を聞く限り、9月議会以降の予算が挙がっていますよね。それはまずいのではないかと率直に思うのですが。

関連施設支援室長

簡単に言えば、予算会計で先走っているのではないかとご指摘かと思えます。実は今、業者にあたっているのにしても本来予算の裏付けがないと微妙なところでして。債務負担をお願いしないと指定管理料を出すことありきで金額は決まっていますので、その辺の手続きを始めるにあたって、まず議会の承認が要ります。従って債務負担を早めに出せ。それは業者が決まっても本当は出しておかないと本来はいけないのです。でないと動きが取れないので。ですから金額が問題になってくるのですが、それは活用方針の中でだいたい大まかに出していて、最低限の金額。要するに施設を維持管理するための必要最低限の金額。例えば休止中でも必要な金額です。従ってその辺がマックスになるかと思えます。それをまずここで提案させてもらう。それから施設改修については、少なくとも、部分について再開を検討していますので、交流館の風呂やレストランには基本的に手を付けない。相手も決まっていますし。従って新しい機能を付ける気もない。だいたい今ある施設を再開できる最低限の予算を提案させていただきたいと思っています。要は動く上で議会のご承認をいただきたい、地元業者にあたるにしても予算の背景がないと動けないのです。サウンディングは予算の裏付けがなくともある程度できる仕組みになっていますが、4月以降の再開を目指してやらせてくださいという意志を皆さんにお諮りしたいという趣旨ですので、業者が決まってないからだめだという種類のものではない。皆様に本気で動く姿勢を見せたいというものですので、ご理解いただきたいと思えます。

牛尾委員

よく分かりました。この案件は、今の話を最初にして欲しいのですよ、いわくつきの案件ですから。僕らも応援していたわけですから。だから今のような説明があればそれで流れるので。僕は説明責任のレベルの問題だと思えます。以後、皆さんそれぞれ公金をおとりになっているわけ

ですから、説明責任を果たしてもらわないと。最初にすればこの話、こんなに長引かなくて済むのに、無駄な時間をくっていると思いますので、以後気を付けてください。お願いします。

川上委員

折角ですので、ふるさと体験村の検証といった所は支援室でされたのでしょうか。

関連施設支援室長

体験村の検証は検討委員会や地元でもやっていますので、今はやっていません。体験村については再開を目指して指定管理者をいかに確保するか、弥栄支所と一緒に何と目途を付けたいと思っていますが、非常に厳しいです。

岡本委員長

検証しているかという問いだと思いますが、非常に厳しいということですか。

関連施設支援室長

いえ、検証はしておりません。うちではやっていません。

川上委員

関連施設支援室はそういう所までやって経営会議の中で支援するのだと思ったのですが、私の勘違いですか。

関連施設支援室長

今当面やっているのが第三セクターに関する指針の改定に向けて動いていますが、片一方で具体的な施設としてふるさと体験村とリハビリテーションカレッジを回っていますので、これについては施設がより良くなるように一緒にやっています。

岡本委員長

他にありますか。

(「なし」という声あり)

ここで暫時休憩します。再開は2時27分。

《 休憩 14時 18分 ～ 14時 28分 》

岡本委員長

会議を再開します。執行部におかれましてマイクの扱いについて少しお話をしておきます。マイクを持って答弁をされる時はあらかじめ分かっているのですから、スイッチを入れて待機をしておいていただきたいと思います。お願いします。

(6) 市道の廃止・認定の状況について

岡本委員長

維持管理課長。

維持管理課長

(以下、資料をもとに説明)

岡本委員長

報告を受けました。質疑は何かありますか。

(「なし」という声あり)

(7) その他

・ (仮称) 浜田城資料館整備事業の補正予算要求について

岡本委員長

文化振興課長。

文化振興課長

(以下、資料をもとに説明)

岡本委員長

建築住宅課長。

建築住宅課長

(以下、資料をもとに説明)

岡本委員長

報告を受けました。質疑は何かありますか。

川上委員

先般の総務文教委員会を傍聴していた時に、教育長がこの施設は教育施設だと発言されましたが、これは教育施設ですか。

文化振興課長

これは教育施設として教育委員会で管理していく考えです。

川上委員

教育施設ということですが。実は3月議会でこの当初予算を出された時に、事業概要は浜田城や外ノ浦北前船寄港地を紹介するため、御便殿をガイドランス施設として整備すると書いてありました。ガイドランス施設として出した物を、ここで教育施設と言うのであれば目的が全然変わりますので、私としては、これは自由変更ではなかろうかと思えます。1回取り下げて、再度出し直された方が良いのではないですか。

文化振興課長

教育施設として教育委員会で整備します。ただガイドランス施設といっても歴史的背景や郷土の様子、浜田城に特化したもの、また外ノ浦の様子を紹介していくというような、歴史的な所を背景としたものを紹介していくので、文化施設として捉えて行きたいと考えます。

川上委員

文化施設なのか教育施設なのかはっきりしていただいて。文化施設として扱うとして、今回、自動消火設備等を設置するため工事費2千万とありましたが、県からは建築基準法上、当施設の建物用途が違うからスプリンクラー等の自動消火装置が追加で必要という指導があったそうですが、この指導について、明確に分かる物があればお示しいただきたいのですがよろしいですか。

建築住宅課長

その辺りについて説明させていただきます。まず、建築確認申請ですが、建築設計事務所が浜田市の委任を受けて、県に書類を提出しています。その提出が今年4月ですが、その後県から指導というか、指摘がありました。この指摘については、市への報告は5月13日にありました。中身については内装制限について確認ができないという指摘を受けました。

川上委員

内装制限と消火設備とどう関係するのですか。

建築住宅課長

まず、集会所となると特殊建築物になります。ただ、特殊建築物でも200平米以下であれば、内装制限は要らない。普通であれば内装制限が必要であるという法的ルールとなっており、そういったことです。

川上委員

内装と消火設備はどう関係するのですかと聞いたのですが。

建築住宅課長

すみません。説明が不十分でした。内装制限ということで、まず第一に考えることは、内装を不燃材で作るのがルールです。ただし、消火設備等を付ければ、柱とか壁とか、天井とかを不燃材を用いなくて良いルールがあります。それに基づいて、今回は御便殿であり、不燃材を使うと景観が損なわれるので、スプリンクラー等の自動消火設備をつければそれがクリアできということです。

川上委員

確かに、壁についてはわかりましたが、これは屋内消火設備で良かったと思うのですが、いかがでしょうか。

建築住宅課長

屋内消火設備というのが私は把握できないのですが、スプリンクラーや自動消火設備を付ければ、内装を不燃材にしなくても良いというルールに基づいて今、やっています。

川上委員

私の認識不足かもしれませんので、それがわかるものがあれば示してください。それと同時に県からどのような形でそれをもらってきたのか、口頭だけなのか確認させてください。

建築住宅課長

県から5月13日に設計事務所に指摘文書が届いたと聞いています。

川上委員

今回こうやって補正が出てくるということは、元々がまずかったと思います。市から建築事務所に委託して、建築事務所が建築確認を取って、実際に現場に入っている。しかし3月中に既に予算設定をしていくら、と

ということはその時点ですでに建築事務所からおおよそ市に出ていると思います。でないと予算設定はできないはずで。ということは、建築事務所は建築確認をする前に島根県においては、事前相談をやっています。もちろん、浜田市も浜田に関する建築確認については事前相談をするのですが、今回は県が事前相談を受けるべきでしたが、それをしなかったのでしょうか。

建築住宅課長

事前相談については今回の物件は県の案件ですので、そういった事前相談の手続きを踏むことはできますが、ただし、今回の場合は設計事務所に確認したところ事前相談はしなかったとお聞きしています。

川上委員

ということは事前相談をしていればこういう問題も補正も発生しなかったと理解して良いですか。

建築住宅課長

はい。実際に指摘があったのが、4月に書類ができてからということになりますので、事前相談を出して分かったとしても3月の終わりくらいだったと思います。そのところが今回は不十分でしたが当初予算に計上するには間に合わなかったとは考えています。

岡本委員長

これは予算に出されるのですよね、そうすると川上委員にお伝えしますが、いろんな状況を聞きたいということがあるでしょうが、基本的に予算で出るので、その中で質問できればと思っているのですが、どうでしょうか。今言われた内容で思いは分かるので、整理してもらって。

川上委員

ということですので、先ほどお願いしていた県から来ている文書についてだけお示してください。

建築住宅課長

設計事務所に確認を取って検討したいと思います。

岡本委員長

先ほど言いましたように、これは予算審議の中にありますから少しその辺を整理されて、私個人のお話を少しさせてもらおうと、見解の違いについて、それは国の法に従ったいわゆる執行者は県ですから、県が要ると言えば要りますし、事前審査をやっても認められないと言われればその予算は減るのですから、間違っただけというだけであってこの建物が正規に使おうと思えば法的な制約を受ける、受ける以上は、金はかかるということはしっかり説明して欲しいと思っています。

そういうことで予算審査委員会の中で対応をお願いします。

岡本委員長

他に質疑がありますか。

(「なし」という声あり)

岡本委員長

それでは、ここで執行部からの報告事項7件について、全員協議会へ提出し、説明とすべきものを決定するため、まず執行部の意向を確認したいと思います。

商工労働課長

今回の報告の中で(5)、浜田市ふるさと体験村施設に係る検討状況について報告、説明させていただきたいと思います。

岡本委員長

先ほどかなり質問が出ていますので、その辺はきちんと整理できますか。よろしくをお願いします。

委員の方、執行部の意向のとおりでよろしいですか。

牛尾委員

山陰浜田港公設市場収支見込みというのは皆さん関心を持っておられるので、この辺くらい説明されたらどうですか。

岡本委員長

報告事項について、(5)のみで良いですか。

牛尾委員

駅鈴も皆さん期待しておられるのでぜひ説明してください。よろしく

岡本委員長
産業経済部長
岡本委員長

お願いします。
では(3)と(5)の2点について全員協議会での説明をお願いします。産業経済部長。
配布した資料は設置場所についてという表題ですので、それで提出させていただきます。
その他、執行部から何かありますか。
(「ありません」という声あり)
委員から何かありますか。
(「なし」という声あり)
それではここで執行部の方は退席されて結構です。委員皆さんはお待ちください。ここで暫時休憩します。

岡本委員長

《 休憩 14時45分 ～ 14時48分 》
会議を再開します。
これより執行部提出の議案6件について採決を行います。
○**一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**
本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」との声あり)
ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

岡本委員長

○**「議案第45号 山陰浜田港公設市場条例の制定について」**
本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」との声あり)
ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

岡本委員長

○**「議案第46号 浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について」**
本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」との声あり)
ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

岡本委員長

○**「議案第48号 金城町農林業振興奨学金貸付条例を廃止する条例について」**
本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」との声あり)
ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
続いて、

岡本委員長

- 「議案第49号 財産の取得について（しまねお魚センター）」です。
ここで、暫時休憩します。

《 休憩 14時48分 ～ 14時49 分 》

岡本委員長

- 会議を再開します。
○「議案第49号 財産の取得について（しまねお魚センター）」です。
本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

（ 賛成者、挙手 ）

挙手多数のため、原案のとおり可決すべきものと決しました。

岡本委員長

- 「議案第50号 市道路線の認定について（西浜田161号線外）」
本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」との声あり）
ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

岡本委員長
牛尾委員
笹田委員

- 「請願第5号 浜田城址公園の桜樹勢回復及びその他危険木の対応に関する請願について」

委員からご意見をお聞きします。

採択をしてもよろしいのではないですか。

私も概ね賛成ですが、ただ3の所だけ、やはり担当課の変更を求めるというのは、担当課の説明もあったようにやはり難しいと思っています。本当の趣旨は1、2だと、桜の樹と危険木のところだと認識しているが、3は厳しいと思います。一部採択の考え方もあると思うので私はそれを考えています。

川上委員
岡本委員長

私も3番はいかがかと思うので一部採択に賛成です。

それでは項目に分かれていますので、まずはそれぞれについてお諮りしたいと思います。

請願事項：第1番目の項目について、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 賛成者、挙手 ）

挙手全員です。この1項目は採択します。

第2番目の項目について、賛成の方の挙手をお願いします。

（ 賛成者、挙手 ）

挙手全員です。この2項目は採択します。

第3番目について、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 賛成者、挙手 ）

賛否同数なので、委員長の私が採決に加わります。

私は不採択の考えのため、3項目は不採択と決しました。

3項目目の不採択の理由を皆さんにお願いします。

笹田委員

少し現実味のないような内容ですし、担当課の方も難しいと言われていましたので、私もそう感じました。

三浦委員

説明を聞いて、窓口を一つにするというのは分かるのですが、業務が

川上委員
岡本委員長

多岐にわたっているので、現実的に担当課一つにしたり、変更したりするのは難しいと思うのでこの項目は不採択です。

笹田委員、三浦委員と同意見です。

私としても、今の維持管理課の方で当然やっておられますし、どこがするののかというのも難しいと思うので不採択です。

以上、1と2の項目の採択で、本請願は一部採択すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

本請願は、一部採択すべきものと決しました。

続いて、

○「請願第7号 主要農作物種子法の復活等をもとめる意見書の提出について」です。

委員からご意見を伺います。

非常に重要な問題なので採択すべきと思います。

私も請願の主旨に賛同しますので、賛成の立場です。

私は請願の趣旨には賛同しますが、現在、島根県では要綱を定め、これまでの種子法に則った中での県としての役割は担保するというメッセージを出していて、条例を定めることが良いのかというところに判断をしかねています。民間がこういった市場に参入してきてするというのはある意味では良いことなのかなとも私個人としては、考えていますので、今後しばらく状況を見ながら条例を制定すべきなのか、どういう対処をすべきなのか見守るという立場で継続をするべきだと思います。

浜田市の農家を少しでも守るためには必要であり、採択したいです。

継続審査とすべきというご意見がありましたので、先に継続審査とすべきかどうかをお諮りします。

本請願は継続審査とすべきとことに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者、挙手)

挙手少数のため、本請願の継続審査は否決されました。このため採決にうつります。

「請願第7号 主要農作物種子法の復活等をもとめる意見書の提出について」を採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします。

本請願について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者、挙手)

挙手全員で、全会一致で採択すべきものと決しました。

今回、意見書案が添付されていないため、意見書案については正副委員長で作成しますが、ご一任いただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

なお、その意見書は、請願第7号が本会議で採択されましたのち、委員会提案として委員長の私が提案することになりますのでご承知おきください。

岡本委員長

続いて、陳情審査に入ります。

○「陳情第106号 貿易コンテナ貨物量の発表内容の見直しを求める陳情

について」

牛尾委員

委員からご意見をお聞きします。

全国の貿易港、全てこういうカウントの仕方をしておりますので、この陳情は私から言わせればナンセンスだと思いますので、不採択です。

岡本委員長

他にありませんか。

(「なし」という声あり)

それでは採決に入ります。

○「陳情第106号 貿易コンテナ貨物量の発表内容の見直しを求める陳情について」を採決します

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします
本陳情について、採択とすべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

挙手少数で本請願は不採択 と決しました。

続いて、

○「陳情第107号 経済環境に合わせた基幹産業の定義及び補助金の配分を求める陳情について」

牛尾委員

委員からご意見をお聞きします。

先ほどの委員会の中でもありましたように、市場上場の金額だけで水産業全体を議論することはできません。市場に上場されていない取引だけでも数百億円あるということで、水産業及び水産業関連産業を合わせればかつては500億以上と言われていた現状もありますので、この陳情も不採択でいきたいと思います。

他にありませんか。

(「なし」という声あり)

それでは採決に入ります。

○「陳情第107号 経済環境に合わせた基幹産業の定義及び補助金の配分を求める陳情について」を採決します

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします。
本陳情について、採択とすべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手なし]

挙手なしということで本請願は不採択と決しました。

反対の意見は他にありませんか。

(「なし」という声あり)

岡本委員長

続いて、

○「陳情第108号 事業の必要性について経済効果の有無を公表しながら進めることを求める陳情について」

川上委員

委員からご意見をお聞きします。

やはり事業は市民の税金を使うので、しっかりどの程度効果があるのかを明確にする必要があると思うので、この請願は採択していただきたいと思います。

笹田委員

開府400年事業に関しては経済効果だけではないところもあって、市民の啓発だったり、歴史の再確認だったり、なかなか金額で言えないこと

岡本委員長

もあり、なかなか難しいと思うので、私は不採択です。

それでは採決します。

○「陳情第108号 事業の必要性について経済効果の有無を公表しながら進めることを求める陳情について」採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします

本陳情について、採択とすべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

挙手少数で 不採択と決しました。

岡本委員長

続いて、

○「陳情第109号 美又温泉国民保養センターの新指定管理者の運営に浜田市の積極的なかわりを求める陳情について」

委員からご意見をお聞きします。

川上委員

今日もこうして発表がありました。このように7月1日からしっかり運営ができたというのは、執行部、金城支所の応援があったからだと思えますので、この請願は不採択でお願いします。

それでは、

○「陳情第109号 美又温泉国民保養センターの新指定管理者の運営に浜田市の積極的なかわりを求める陳情について」を採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします

本陳情について、採択とすべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

挙手なしで 不採択と決しました。

以上で、産業建設委員会に付託されました案件の審査は終了します。

それでは、委員長報告については7月4日の表決までに正副委員長で作成し、タブレット端末の議案等資料の委員長報告ホルダーに入れておきますのでご確認ください。

皆さんに目を通していただきよろしければ、委員長報告をその内容で行いたいと思います。

それと、川上委員と水産振興課副参事との質疑の中で、契約関連の資料については、執行部から資料が出ましたら、議員のタブレットに配布しますのでそれで報告とさせていただきます。

以上で、産業建設委員会はここで終了したいと思います。お疲れさまでした。

〔 15 時 10 分 閉議 〕

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

産業建設委員長 岡本 正友 ⑥